

令和 8 年度 練馬区立中学校におけるデジタル採点システムの調達に係る
プロポーザル募集要領
資料 3

令和 8 年度

練馬区立中学校におけるデジタル採点システムの調達に係る
提案等評価基準

令和 8 年 1 月

練馬区教育委員会事務局
教育振興部 教育施策課

1 本書の目的

本要領は、「令和8年度 練馬区立中学校におけるデジタル採点システムの調達に係るプロポーザル」を実施するにあたり、提案内容の評価および応募事業者の順位付けを実施するために、必要な事項および評価の基準を定めたものである。

2 評価機関

提案書等の審査および受託事業者の選定は、「令和8年度 練馬区立中学校におけるデジタル採点システムの調達事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

3 評価項目

一次審査および二次審査における評価項目は下表のとおり。

No.	評価項目	一次審査	二次審査	区分
1	基本事項	○	—	技術点
2	受託実績	○	—	
3	機能要件の適合性	○	—	
4	提出書類の適合性	○	—	
5	業務に対する考え方、取り組み方法	—	○	
6	追加提案	—	○	
7	プレゼンテーション	—	○	
8	見積価格の妥当性	—	○	価格点

○：評価対象　—：評価対象外

4 採点方法

(1) 採点の区分

提案内容およびプレゼンテーションに基づいて評価する技術点（評価項目1～7）と見積書に基づいて算出する価格点（評価項目8）とに分けて採点する。

(2) 合計点数、技術点と価格点の配点比率

合計点数は200点満点とし、技術点と価格点との割合は、技術点180点：価格点20点とする。

(3) 技術点の採点方法

ア　評価項目1～7（3を除く）ごとに審査項目を設け、審査項目ごとに5段階評価を行う。

評価基準	評 点
特に優れている	5

優れている	4
区が求める要件を満たしている	3
やや劣る	2
劣る	1

イ 評価項目3における評価は5段階とし評点の付与基準は、下記のとおりとする。

評点付与基準	評点
必須要件が満たされており、加点要素が特に優れている	5点
必須要件が満たされており、加点要素が優れている	4点
必須要件が満たされている	3点
必須要件が満たされていない	2点
必須要件が満たされておらず、改善が期待できない	1点

ウ 評価項目ごとにその重要性に応じて採点結果に重みづけを行う。重みづけは2～5倍とし、評点に乗算した結果を得点とする。

エ 一次審査においては、評価項目1～4の得点を合計し、技術点を算出する。

オ 二次審査においては、評価項目5～7の得点を合計し、技術点を算出する。

(4) 価格点の採点方法

ア 見積書の合計金額（税込）を用いる。

イ 極端な低価格、低品質での受託を防止するため下限額を設定し、採点は上限額（プロポーザル募集要領に定める「概算経費」）および下限額の範囲内で行う。

ウ 見積書の合計金額が上限額と下限額との間になる場合は、基礎点10点を付与する。下限額を下回る場合は、基礎点は付与せず、価格点を0点とする。

エ 上限額と下限額の間に中間価格帯を設定し、当該価格帯を提示した場合は満点（基礎点10点+加点10点=20点）とする。

オ 中間価格帯から上限額方向、または下限額方向に離れるに従い、金額差を複数の段階に区分し、その段階に応じて加点（9～0点）を付与する。

カ 上限額および下限額の場合は提示した場合の価格点は10点（基礎点10点+加点0点）とする。

5 総合評価

一次審査での技術点および二次審査での技術点・価格点の合計を総合得点とする。